**平成２７年度　乳がん検診の事業評価のためのチェックリスト調査結果**

検診実施機関のマンモグラフィ検診精度管理調査票回答状況

　マンモグラフィ―は撮影・読影ともに特に技術力の必要な検診であり、撮影・読影の認定及び診療放射線技師の有無や装置の設置状況等の把握が重要であることから、大阪府では、平成１９年度から独自の調査票を用いて検診実施機関へ調査を行っています。ここでは、有効回答数を母数として、各医療機関の取組み状況を査定しました。乳がん検診は全ての市町村で実施されており、保健センター等で行う集団検診も各医療機関に委託して行う個別検診もそれぞれ４１市町村で行われていますが、検診実施機関数は他がんと比べ少ないのが現状です。

**１　各項目の集計結果**



※実施率＝各項目該当検診機関数／大阪府内全委託検診機関数（179機関）







《判定基準及び目標値》

【※１】　日本医学放射線学会の定める仕様基準

　乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準：マンモグラフィによる乳がん検診の手引き－精度管理マニュアル－第５版参照

【※２】日本乳がん検診精度管理中央機構（以下　精中機構）の示す基準により認定された施設

【※３】　マンモグラフィの撮影に関する適切な研修

　日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する乳房エックス線検査に関する講習会、又はこれに準ずる講習会を受講し、試験評価認定（Ａ・Ｂ）を受けた者

【※４】　マンモグラフィの読影に関する適切な研修

　精中機構が開催する読影講習会、又はこれに準ずる講習会を受講し、試験評価認定（Ａ・Ｂ）を受けた者

【※３】【※４】

マンモグラフィ撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会とは、検診関連６学会（日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会、日本医学物理学会）から構成され設立された精中機構の教育・研修委員会の行う講習会等をいう。

なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班および日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む。

【※５】　「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針－別紙」

１　視診の留意点

乳房の対象性（大きさ及び形）、乳房皮膚の陥凹，膨隆、浮腫及び発赤、乳頭陥凹並びに乳頭びらんの有無について観察する

２　触診の留意点

指腹法、指先交互法等により、両手で乳房の内側から外側（又は外側から内側）に、かつ、頭側から尾側に向かって、乳房を軽く胸壁に向かって圧迫するように行う

（ア）乳房の触診

　　　　腫瘤、結節及び硬結の有無、性状等を診察する

（イ）リンパ節の触診

　　　　腋窩リンパ節及び鎖骨上窩リンパ節の腫脹の有無、性状等を診察する

（ウ）乳頭の触診

　　　　乳頭からの異常な分泌物の有無、性状等を診察する

★　参考書籍等　★

　　・ＮＰＯ法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会報告書（第５版）（現日本乳がん検診精度管理中央機構）

・マンモグラフィによる乳がん検診の手引き－精度管理マニュアル－第５版

・がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

**２　まとめ**

　「１　受診者への説明」について、がん検診を受けて要精検（要精検）と判定された人は、精検を受診して初めてがんであったかどうかの確定に至るので、要精検者が確実に精検を受診するよう指導することは大変重要です。

乳がん検診においては、１７９医療機関中１５３機関（８５．５％）が受診者に精検の重要性を説明し、１４７機関（８２．１％）で、精検の方法についても説明がされていました。乳がん検診では、１７９医療機関中１３０機関が自施設で精検まで行っていますが、他がんの検診とくらべてこの説明の実施率が高いということはありませんでした。大阪府内の乳がん精検受診率は平成２６年度において約９３％と非常に高い数値となっていますが、要精検者全員が確実に精検を受診するよう、全ての医療機関において精検の必要性等についての説明を実施することが望まれます。

　また、精検を受診した結果を市町村が把握できるように体制を整備することも重要です。「４　システムとしての精度管理」において、精検結果を精検実施医療機関から報告を受けていると答えた検診実施機関は５８．３％でした。大阪府では、精検実施機関から市町村と一次検診機関へ精検結果がスムーズに報告される体制を構築するため、平成２６年度に「精密検査依頼書兼結果報告書」を作成し、市町村に示しています。

　次に、設問の２及び３の撮影及び読影の精度管理においては、検診に従事する医師や診療放射線技師の多くが、精中機構の認定を取得していることが確認できました。二重読影の実施については、国の定める指針において実施するよう規定されていることから、市町村においては検診の委託を行う際に仕様書に定めるなど、関係機関と協力して読影体制を構築するよう取り組む必要があります。